

## 平成30年第4回邑南町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成30年8月1日（平成30年8月1日告示）  
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場  
 3. 開 会 平成30年8月8日（水） 午前10時00分  
           閉会 午前10時46分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
		2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	4 番	和田 文雄
5 番	宮田 博	6 番	漆谷 光夫	7 番	大屋 光宏	8 番	中村 昌史
9 番	日野原 利郎	10 番	清水 優文	11 番	辰田 直久	12 番	亀山 和巳
13 番	石橋 純二	14 番	三上 徹	15 番	山中 康樹		

7. 欠席議員 1名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美						

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
管財課長	朝田 誠司	定住促進課長	三上 直樹	企画財政課長	柳川 修司
町民課長	種 由美	税務課長	種 文昭	福祉課統括課長補佐	井上 涼子
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	日高 始	建設課長	土崎 由文
水道課長	川中 栄二	保健課長	口羽 正彦	会計課長	渡邊 庸子
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	洲濱 浩敏	生涯学習課長	大橋 覚

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 大賀 定 事務局統括課長補佐 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
8 番	中村 昌史	9 番	日野原 利郎

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

## 平成30年第4回邑南町議会臨時会議事日程〔第1号〕

平成30年8月8日（水）午前10時00分開会

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第62号 邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について

議案第63号 平成30年度邑南町一般会計補正予算第2号について

議案第64号 平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計  
補正予算第2号について

## 平成30年第4回邑南町議会臨時会会議録

平成30年8月8日（水）

—— 午前10時00分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

●山中議長(山中康樹) 定足数に達しておりますので、ただ今から、平成30年第4回邑南町議会臨時会を開会いたします。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名

●山中議長(山中康樹) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。8番、中村議員。9番、日野原議員。お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

●山中議長(山中康樹) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日8月8日の1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●山中議長(山中康樹) 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日8月8日の1日限りと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

（議案の上程）

●山中議長(山中康樹) 日程第3、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第62号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正について。議案第63号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第2号について。議案第64号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について。以上、3議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

（提案理由説明）

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第62号の提案理由をご説明申し上げます。議案第62号、邑南

町国民健康保険直営診療所条例の一部改正についてでございますが、これは新たに矢上診

療所の設置に伴う改正でございます。詳細につきましては、町民課長から説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第62号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正につ

いてご説明申し上げます。この度の改正は、矢上地区に新たに邑南町国民健康保険直営診療所として、矢上診療所を設置することに伴い、その名称及び位置を新設するために第2条を改正するものでございます。それでは、改正内容を新旧対照表に基づいてご説明いたします。新旧対照表をご覧ください。改正後(案)の欄、下線部分が新設となる箇所でございます。名称は矢上診療所、位置は邑南町矢上3823番地2でございます。矢上診療所の位置につきましては、現在の天川クリニックの場所とし、天川クリニックが閉院した後に開設することとしております。それでは、条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日は平成30年9月1日としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願ひいたします。

○石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 石橋町長。

○石橋町長(石橋良治) 議案第63号から第64号までの提案理由をご説明申し上げます。

議案第63号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ3,962万8,000円を追加するものでございます。議案第64号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ2億1,779万2,000円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川財政課長、企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議案第63号、平成30年度一般会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出それぞれ3,962万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を115億9,581万7,000円とするものでございます。歳入歳出予算補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の事項別明細書でご説明させていただきます。以下、第2条で地方債の補正がございます。4ページをお開きください。第2表地方債補正でございます。追加分としまして、現年発生農地補助災害復旧事業債を950万円。現年発生農業用施設補助災害復旧事業債を710万円。現年

発生林道補助災害復旧事業債を730万円。現年発生公共土木施設補助災害復旧事業債を50万円。現年発生公共土木施設単独災害復旧事業債を590万円。それぞれ追加するものでございます。これにより、地方債の限度額の合計を14億825万8,000円とするものでございます。4ページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。1ページから3ページは総括表となっておりますので説明に合わせてご確認ください。説明の方は4ページからさせていただきます。今回の補正予算は、7月5日からの大雨に係る被害等について、土砂撤去等の応急対応の経費については、現在のところまで予備費等により対応を行っているところですが、災害復旧事業の査定を受けるために測量設計業務委託料の追加を行うもの、並びに国民健康保険直営診療所事業特別会計へ矢上診療所の運営費補填及び診療所開設に伴う繰り出しを追加するものでございます。はじめに歳入でございます。11款分担金及び負担金1項分担金でございますが、11目災害復旧費分担金の1節農林水産施設災害復旧費分担金は、現年発生補助災害復旧事業費分担金を138万3,000円追加するものでございます。17款繰入金2項基金繰入金でございますが、1目財政調整基金繰入金は、財源調整のため繰入金を794万5,000円追加するものでございます。20款町債1項町債でございますが、先ほど地方債補正でご説明いたしましたので省略させていただきます。

6ページをお開きください。続いて歳出でございます。4款衛生費1項保健衛生費でございますが、1目保健衛生総務費は、国民健康保険直営診療所事業特別会計へ矢上診療所の運営費補填及び診療所開設に伴う繰り出しを646万5,000円追加するものでございます。11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費のうち、1目農地災害復旧費の001農地災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては、羽須美地域13箇所、瑞穂地域8箇所及び石見地域5箇所の合計26箇所の測量設計業務委託料を1,055万9,000円追加するものでございます。同じく1項農林水産施設災害復旧費のうち、2目農業用施設災害復旧費の001農業用施設災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては、羽須美地域5箇所、瑞穂地域3箇所及び石見地域9箇所の合計17箇所の測量設計業務委託料を793万円追加するものでございます。同じく1項農林水産施設災害復旧費のうち、3目林道災害復旧費の001林道災害復旧事業費（現年・補助災害）につきましては、林道7路線の測量設計業務委託料を819万3,000円追加するものでございます。続きまして11款災害復旧費2項公共土木災害復旧費の1目公共土木災害復旧費のうち、001公共土木災害復旧費（現年・補助災害）につきましては、道路1箇所の測量設計業務委託料を54万1,000円追加するものでございます。同じく1目公共土木災害復旧費のうち、002公共土木災害復旧事業費（現年・単独災害）につきましては、河川14箇所及び道路9箇所の測量設計業務委託料を594万円追加するものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

**○種町民課長(種由美)** 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) 議案第64号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特

別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ2億1,779万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を2億8,331万5,000円とするものでございます。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額につきましては、2ページから3ページの第1表、歳入歳出予算補正に記載しております。詳細につきましては、後ほど予算に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。続きまして、第2条は地方債の補正でございます。第2表に記載しておりますので、4ページをお開きください。第2表、地方債補正、変更分としまして、医療用機器整備事業債を限度額4,260万円に変更、石見地域診療所整備事業債を限度額1億6,150万円に変更しております。これにより、地方債の限度額の合計を2億410万円とするものでございます。この4ページの右側からが予算に関する説明書でございます。表紙をめくっていただきまして、事項別明細書の4ページ、5ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。このたびの補正は、9月からの国保直営矢上診療所の開設に伴うものでございます。1款診療収入の1項外来収入でございますが、1,193万5,000円増額しております。2款、使用料及び手数料、2項の手数料は主治医意見書手数料として15万1,000円増額でございます。3款県支出金、2項の県補助金でございますが、電子カルテシステム導入にあたり、補助対象経費の3分の2の県補助事業を活用することとし、395万6,000円補正しております。4款繰入金、2項他会計繰入金でございますが、矢上診療所の運営費補てん分としまして646万5,000円増額でございます。6ページ、7ページをお開きください。6款諸収入、1項の雑入でございますが、健康診査や予防接種などの受託業務収入といたしまして、118万5,000円増額しております。7款、1項の町債でございますが、先程、地方債補正でご説明いたしました、1億9,410万円増額でございます。次に8ページ、9ページをお開きください。歳出でございます。矢上診療所の管理費、医業費、及び新しく施設を建設するための工事請負費を含めました施設整備費の補正計上でございます。1款総務費、1項施設管理費でございますが、1,532万5,000円増額でございます。説明欄をご覧いただきたいと思います。001、01の一般管理費1,506万1,000円のうち主なものとしましては、医師委託料、島根県代診医派遣負担金及び県代診医のタクシー借上料でございます。次に、2款、1項医業費でございますが、395万9,000円増額でございます。これは矢上診療所は院外処方に対応でございますが、院内での点滴等の処置や院内処方が良いと判断されるような場合のことも考慮しまして、補正するものでございます。10ページ、11ページをお開きください。3款、1項の施設整備費でございます。1億9,850万8,000円増額補正でございます。説

明欄の001、01の石見地域診療所整備事業費（矢上）の主なものとしましては、矢上診療所建設工事請負費及び建設工事監理業務委託料でございます。次に、003の01医療用機器整備事業費は、主なものとしまして、一般エックス線撮影装置、自動血球測定装置、心電計、生化学検査機器等でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●山中議長(山中康樹) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

(議案の質疑)

●山中議長(山中康樹) これより、質疑に入ります。はじめに、議案第62号に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第62号に対する質疑を終わります。次に、議案第63号、議案第64号に対する質疑につきましては、歳入、歳出全般にわたっての質疑とさせていただきます。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いをいたします。最初に議案第63号に対する質疑はありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●山中議長(山中康樹) 12番、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい。ええと、歳出の所の6ページ、7ページにわたりますが、ええと、衛生費。で、この、これは矢上の直営診療所の、運営費の操出金の増額だと思いますが、これまで伺ってきたところによりますと、診療所については邑南町の場合、へき地診療所ということで国からの手厚いいろいろな援助があるんで、ほとんど一般会計には食い込まんでいきよったいんですが。この度の補正の646万5,000円。これについて、今後国なり県からの、あのお、支援言いますか、の見込みはありますでしょうか。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) はい、ええと、直営診療所につきましては、普通交付税の

方で措置してございます。ええ、平成30年度の算定分をもとにしますと3か所で、ええ、2,087万2,270円算定してございます。ええ、同じベースで考えますと、あのお、ご存じのように普通交付税というのは、ええ、測定単位かける単位費用かける補正係数、この補正係数と単位費用を平成30年度ベースで考えますと、1か所あたり667万2,394円という形になっております。ええ、おおむね、あのお、この操出金については、ええ、普通交付税で対応できるものというふうに考えております。ただ、あのお、測定単位であります診療所数、こちらの方が、あのお、前年の7月1日の数値を用いることとなっておりますので、若干の、ええ、算定に対してはタイムラグがでるものと思われま

ど。将来的には、こういったものは算定上入ってくるものというふうに考えております。以上でございます。

●山中議長(山中康樹) ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第63号に対する質疑を終わります。次に、議案第64号に対する質疑はありませんか。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●山中議長(山中康樹) 8番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええと、議案第64号に対して質疑を行いたいと思います。ええと、昨日、総務教民常任委員会で調査を行い、いろいろと議論をさせていただきました。ええ、その内容を踏まえて何点か質問をしたいと思います。ええと、予算書の9ページ。8ページ、9ページの所ですが、あのお、ええ、医師の方をお願いをするのに、管理者となられる医師の方と代診医の方とお二方、お二方と言いますか、ええ、お二人、お二人の医師が、まあ、常駐される訳ではございませぬ、ないようでございますが、関わっていただけるとこのようになります。昨日の説明ですと。あのお、それですね、片方が委託料とそれから片方は負担金という形で予算が上げられておる。ええ、これの、そのいわゆる管理者となる医師と代診医といわれる方、これですね、矢上診療所を運営していく上での役割分担と言いますか、どういうふうな仕事をしていただくのか、ええと、あるいはそれとですね、あのお、片方が委託料になって、片方が負担金になっておるといふこういう支出の仕方をする、その理由。それからそれぞれの予算を組まれた算定根拠について、お伺いをしたいと思います。それから、ええと、これは、まあ直接には本年度の予算には関係がございませぬですが、ええと、4月以降は新たに、この度補正で組んでおられます予算で、新たに建設される診療所に移行するという予定になっておりますが、スムーズに移行するというふうなことを考えますと、今から、ええと、考えておかなければいけないことではないかということで質問をいたしますが。あのお、4月以降の運営の方針と言いますか、どういう形で運営をしていく、ええと、この予算はあくまでも本年度の3月31日までですんで。ええ、たとえば賃金というのは、あのお、看護師さんであるとか事務員さんであるとかの臨時職の賃金ということになるんだろうと思いますが。4月以降は、正規に採用される予定だろうと思いますが、その辺の予定と、ええと、新たに4月1日から開設する診療所に勤めていただきます医師の方、あるいは看護師さんの、看護師さんであるとか、そういった事務スタッフの方々の、募集の状況、そういったところを、がわかれば教えていただきたいと思います。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) まず、最初に矢上診療所の医師、管理者、代診医の役割分担という

ご質問でございますが、今回、矢上診療所を開設につきましては、まずは矢上地区の医療の空白期間が生じないような、生じないようにすることが大事ということで、町の方は島根県と、またその関係機関といろいろと相談、協議を行って参りました。その中で島根県から管理者として、個人の医師の先生を紹介していただきました。また、その個人の医師の先生の支援ということもございまして、県の方は今あります県代診医派遣制度を活用し、診療体制を一緒に組んでいこうという話が、あのお、ありました。町としては、この、一応その代診医の先生は2名ということ計画では聞いておりますので、代診医の先生2名と管理者となられる個人の医師1名の3人体制で診療をしていただくような形で考えております。その時に管理者の方は委託料、代診医の方は負担金ということでございますが、先ほど申し上げましたように県の方は代診医派遣制度ということでございますので、これは県の要綱がございまして、その派遣された医師の報酬等、ええと、派遣期間中の報酬等の積算をして、負担金として支払うということが協定書に盛り込まれておりますので、町としては負担金として計上しております。ただ、管理者となられる個人の医師につきましては、個人と町との委託契約を結んで今後お願いしようと考えておりますので、委託金として補正を計上しております。以上で、説明を終わります。

○日高副町長(日高輝和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高副町長。

○日高副町長(日高輝和) はい、4月以降の運営方針、それから、ええ、職員の体制でござ

いますけれども、あのお、4月以降につきましては、今の、現在医師を6月4日からですね、医師、新たに常勤として正規採用さしていただく医師を、募集しておりますので、その医師によります新たな医療体制をとっていくという方向で今調整をしているところでございます。それから、スタッフにつきましては、まあ現在、勤務していただいて、ああ、勤務を予定しております非常勤のスタッフ、プラス、ええ、数名の職員が必要になると思いますけれども、これにつきましては、あのお、9月以降の診療の状況等を勘案しながら、ええ、最終的には12月、あるいは1月ぐらいに募集をかけていくというような状況になろうかと思っております。以上でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●山中議長(山中康樹) 8番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、ええと、あのお、ええと、管理者である医師、この方が、は、ええと、勤務体系とすればどういうふうになるのか。ええ、常勤になるのかどうなのか。それから、代診医さんほどの程度の割合で来ていただくようなことを考えておられるのか。ええ、そういったところを含めて、その予算の算定根拠というふうなところをお知らせいただけたらと思っております。それから、あのお、採用予定、今募集をされておる医師でございますが、ええ、早期にこう、話が整ったというふうな場合に、4月、来年4月1日以前であっても、

今の天川クリニックさんの後で開業する診療所で勤めていただくというふうなことが可能なのか。その2点をお願いします。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) はい、ええと、最初のご質問ですが、ええと、今回の補正には診療

所の医師3名というのは、日数的なものは医師3人体制で同程度の勤務日数で今予算措置を組んでおります。ただ現在、詳細につきましては協議中でございます。また、管理者につきましては、医療機関において安全を確保し、適正に管理する義務を持っておられる方と認識しております。これは必ずしも管理者本人が、全ての診療に当たっていなくても義務は遂行できると考えております。以上です。

○日高副町長(日高輝和) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 日高副町長。

○日高副町長(日高輝和) はい、ええ、採用予定、あのお、募集をしております医師が早く

確保できればということでございますけれども、これにつきましては、ええ、まだその辺は未定でございます。

●中村議員(中村昌史) 議長。

●山中議長(山中康樹) 8番、中村議員。

●中村議員(中村昌史) はい、あのお、ええと、管理者となられるお医者さんというのは、あのお、常勤であるけれども毎日診察をすることは限らないと。で、その診察ができない時に代診医の方2名、2名が常時来られるのかあれですけど、2名をこうやりくりしながら、ええ、診療に空白ができ、生じないようにするんだと、いうお考えだというふうにと、取りましたですが、ええ、そこの辺で、それで間違いないのか。で、あのお、もう一つはですね、あのお、負担金が予算計上されておりますけど、これは代診医の方が、ええ、今想定されておる3人でこうで回すというところで、ええと、最大限代診医の方が来ていただくというところで予算を、措置をされておるのか。場合によると、動き始めてみると、ええ、ここまで代診医をお願いしなくてもいいというふうなこともあるかもしれません。ですから、この部分は執行されずに済むこともあるのか。まあ、あのお、これ以上、逆の場合ですね、これ以上、代診の、代診医の費用がこう増えて新たに補正を組むというふうなことがあってはならないというふうに思うんですが。そのへんのもくろみと言いますか、そこの所をもう一度お聞かせ願えたらという思います。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) ええと、最初のご質問でございますが、中村議員さんがおっしゃ

い

ました、あの、そのとおりでございます。で、ええと、次の質問の、今現在の負担金が、あのお、最大限であるかというご質問でございますけども、一応町としては、今現在協議中ではございますが、そのような形で組まさせていただきたいと考えております。以上です。

●山中議長(山中康樹) ほかに質問はありませんか。

●日野原議員(日野原利郎) 9番。

●山中議長(山中康樹) 9番、日野原議員。

●日野原議員(日野原利郎) はい、あのお、先ほど説明の中で私、ちょっと理解できなかったので再度質問をさせていただきます。あのお、ええと、9月以降、あるいは来年本格始動する4月以降、あのお、薬局について院外にするのか、院内にするのか。その辺は、あのお、先ほどの説明の中でありましたでしょうか。一応考え方をお聞かせください。

○種町民課長(種由美) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) ええと、先ほど補正予算の時に、薬剤費の補正の話をしてい

きましたけども。一応原則は、院外処方という形で動き出したいと考えております。ただ、医師によりまして院内処方が、あのお、適切と判断されたような場合がござい、ございますので、そういった場合のために薬剤費の方も補正をしております。以上です。

●日野原議員(日野原利郎) 議長。

●山中議長(山中康樹) 9番。

●日野原議員(日野原利郎) はい、あのお、何件か質問を受けまして、院外薬局となるとあすこで診療を受けた後、また邑智病院の近くの薬局の方までいかにゃあいかんということで、こりゃあ二重手間というか、バスの便あるいはいろいろ考えたらなかなか都合が悪いんで、是非とも院内処方をしていただきたいというご意見がありましたのでお聞きしました。あのお、まあ、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

●山中議長(山中康樹) ほかにありませんか。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●山中議長(山中康樹) 12番。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええと、説明書の4ページ、5ページですが。繰入金についてお伺ひしたいと思います。この度の補正では、一般会計への繰入だけだったんですが、これは国民健康保険の直営診療所なんで、あのお、ほん、事業というとな国保の事業の内の一環だろうと思うんですが。ええと、当初予算なんかには、事業費、あぁ、事業会計からの繰入があったりするんですが、この度の、この新たに矢上診療所が運営されるにあたって、国民健康保険への影響は無いということで、変更いいますか、負担は無いということでよろしい

でしょうか。あ、それと、もう一点お願いします。ええとねえ、ああと、町債について、6ページ、7ページの町債。ええと、これはこれまでも、この町債を発行されとる思いですが。確認のためお願いします。ええと、医療機器の整備事業債、または石見地域診療所整備事業債のこの交付税の補填リストを、国からの、あのお、この起債に対する援助の内容について教えてください。

○種町民課長(種由美) はい、議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) はい、最初のご質問でございますが、ええと、事業会計繰入金、こ

れはあのお、国保から診療所分として繰り入れる、あのお、歳入でございますけども、そちらの方は、ええと、予定はしておりません。以上です。失礼いたしました。ええと、国保会計の影響は、建設することに伴いましての影響はございません。以上です。

○柳川企画財政課長(柳川修司) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 柳川企画財政課長。

○柳川企画財政課長(柳川修司) ええ、起債に対する交付税バックの話でございますが、え

え、過疎債を想定しております。ええ、過疎債ですので、70%、元利償還金の70%が交付税措置されるというふうに考えております。以上です。

●山中議長(山中康樹) ほかにありませんか。

●三上議員(三上徹) はい、議長。

●山中議長(山中康樹) 三上議員。

●三上議員(三上徹) ええと、あんまりどうかではございませんが、あのお、昔、口羽、あぁ、河野医院が無くなった時に、一時診療所にしたと思いがございますので、申し上げますけども。まぁ、今回聞きますと、天川クリニックさんが辞められるということで、その建物そのものは、なんか町が借りて天川に貸与というか、貸しとるんだということを聞きました。まぁ、そういう状況の中で、今回、その天川さんが辞められて、今度新しい診療所を建てるということは、その建物はもう町はよそから借りなくて、そう、どういう対処をされるのかというのは一つと。で、もう一つは天川クリニックさんを使ってやるということになると、あのお、まぁ、今、はあそこでげんになって、すぐ診療所が新しく開設するんでないので、あのお、よそから来ても管理者が正規に決まらなくても、たぶんその分はできる診療所だと思います。ほいで、今度新しく建てる診療所については、正規な医師がおって、はじめて営業できるという格好に阿須那診療所の場合はそうなって、何年、一年ぐらい空白があった訳ですが、まぁ、そういうふうな状況が今までありました。そういう中で今回、先ほど言いました天川クリニックのあとはどうなるのか。あるいは、今度新しく建てるその容量の診療所、果たしてそれだけの大きなものが要るのだろうか。今現在、天川クリニックの容量に対し

て、今度の新しい診療所はどのぐらいなのかと。対応がね。というようなことをちょっと心配をいたしまして質問をする訳です。いうのは、大変申し訳ないんですが、まあ、阿須那診療所にしてもなかなか作ったのは作ったけども、なかなか人が入ってきてくれておりません。まあ、そういうことを考えてみた時に、容量というか、そのぐらいで本当なのかなあというのを、まあ、今日聞かしていただいて感じたので、その辺の説明をしていただければと思います。あれと天川クリニックのあと、あとの対処はどうするのか。

○種町民課長(種由美) 議長、番外。

●山中議長(山中康樹) 種町民課長。

○種町民課長(種由美) はい、最初のご質問にお答えいたします。ご説明申し上げます。今

現在の天川クリニックの建物につきましては、大家さんと今年度いっぱい、町が契約を結んでおります。大家さんの方にも今年度いっぱい新しい診療所は、次年度からは新しい診療所に移転するというをお伝えしておりますので。あのお、契約は今年度いっぱいでお返しするという考えでおります。次に、ええと、新しい診療所の規模についてでございますが、今の阿須那診療所の規模のことが、お話しが出ましたけども、その阿須那診療所の規模をもとにいたしまして、基本計画の段階で近くの公立邑智病院の先生等と協議いたしまして、矢上診療所として必要な部屋数、検査室等を、あのお、考慮して今現在実施計画ができあがった、実施設計ができあがったところでございます。また、あのお、矢上診療所につきましては、周辺の地区住民、矢上地区の人口、また日貫、日和地区からも今まで天川クリニックさんの方に通院されておりますので、そういった患者さん、まあ、住民基本台帳で言えば約3,000人超の規模の地区でございますので、今現在のような予定をしております建物でいきたいと考えております。以上です。

●山中議長(山中康樹) ほかに無いでしょうか。ありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、議案第64号に対する質疑を終わります。

●山中議長(山中康樹) 以上で質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

(議案の討論、採決)

●山中議長(山中康樹) これより、討論、採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。はじめに、議案第62号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●山中議長(山中康樹) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案

第62号に賛成の方の挙手を求めます。

●**山中議長(山中康樹)** はい、全員賛成。したがって、議案第62号、邑南町国民健康保険直営診療所条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●**山中議長(山中康樹)** 次に、議案第63号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第63号に賛成の方の挙手を求めます。

●**山中議長(山中康樹)** はい、全員賛成。したがって、議案第63号、平成30年度邑南町一般会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●**山中議長(山中康樹)** 次に、議案第64号に対する討論に入ります。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第64号に賛成の方の挙手を求めます。

●**山中議長(山中康樹)** はい、全員賛成。したがって、議案第64号、平成30年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 閉会宣告

●**山中議長(山中康樹)** 以上で、本臨時会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、本臨時会を閉会いたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●**山中議長(山中康樹)** 異議なしと認めます。したがって、本臨時会を閉会することに決定を

いたしました。これをもちまして、平成30年第4回邑南町議会臨時会を閉会といたします。

—— 午前10時46分 閉会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員